

鶴岡市学校適正配置基本計画

平成23年5月24日

鶴岡市教育委員会

はじめに

鶴岡市は、藩校「致道館」の教育理念である「自学自修」「天性重視」「心身鍛錬」を大切にされた教育風土を受け継いできました。そして、生涯にわたって学び続ける人間の育成を目指し、学校・家庭・地域社会がお互いの役割を明確にして、地域に信頼され支持される学校づくりに努めてきました。

一方、近年の学校教育を取り巻く環境は大きく変化しており、価値観の多様化、国際化、高度情報化などとともに、少子化の進展が学校教育の現場に少なからぬ影響を与えています。

このような中で、本市のすべての子どもたちが安心して学べる公平・適正な教育環境を整えることが重要となっていることから、鶴岡市教育委員会では、平成22年8月、鶴岡市学校適正配置検討委員会に学校規模と学校統廃合のあり方について検討をお願いし、その検討結果として平成23年5月に「鶴岡市における適正な小中学校の学区に関する提言について」の報告をいただきました。

同検討委員会の報告では、本市における少子化の進展と、それに伴う小規模校の増加が看過できない段階に来ているとの認識から、それに対応する小学校の学区再編を緊急課題として捉え、本市の目指す学校教育の具現化を図るための、学校の適正配置の目指す方向と望ましい学校規模の検討を行い、適正化の方向性について提言されています。

教育委員会としては、学校が地域に支えられてきた経緯や、学校が地域のさまざまな活動において重要な役割を担っている現状は十分認識しながらも、次代を担う子どもたちの教育環境の整備を第一に考え、学校適正配置検討委員会の提言を尊重し、このたび「鶴岡市学校適正配置基本計画」を策定しました。

本基本計画は、本市としての目指す方向と望ましい学校規模の実現を図ることを目標と捉えており、そのための目標年次を平成27年度とし、学区再編の手法や検討手順などの基本的事項をまとめたものです。

平成23年5月

鶴岡市教育委員会

1. 本計画の趣旨

鶴岡市では、未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ることを、まちづくりの目標の一つとしています。

しかし、過疎化や少子化により児童生徒数が減少し、地域によっては学校の小規模化が進み、それに伴い複式学級も増加傾向にあります。このような現状を踏まえ、子どもたちにとって望ましい学校の規模、施設設備、学区、通学方法、学校配置などについて総合的な検討を行い、適正な教育環境の整備を進めることが重要となります。

この基本計画は、本市としての望ましい学校規模の実現を図ることを目的とした学校適正配置の方針を示すものです。

2. 鶴岡市の小・中学校の現状

(1) 少子化と児童・生徒数の減少

鶴岡市の平成22年国勢調査人口は136,627人でしたが、平成17年の142,384人から5,757人、4.04%の減少をみています。

全年齢人口の減少とともに、小・中学校の児童生徒数も減少しています。本市の小学校の児童数は、平成元年度は11,869人でしたが、平成22年度は7,232人、平成28年度推計では6,285人と、6年間で約1,000人減少する見込みとなっています。

中学校の生徒数も、平成22年度は4,043人ですが、平成28年度推計では3,512人と約500人の減、平成34年度推計では3,017人と12年間で約1,000人の減が見込まれています。(※平成22年4月1日現在の数値による)

(2) 学校の小規模化

児童生徒数の減少は、学級数の減少や学校の小規模化を招いており、その結果、小学校の複式学級が増えている状況にあります。

本市の小学校の複式学級は、平成22年度は全40校中の13校に24学級ありましたが、平成28年度には14校、32学級に増える見込みとなっており、今後この傾向が続くものと予想されます。(※平成22年4月1日現在の数値による)

(3) 小規模化の影響

小規模校は、一人ひとりにきめ細やかな指導を行うことができるなどの利点がある反面、過度な小規模化は、児童生徒の集団活動や人間関係、教育指導の充実、学校運営など、学校教育の様々な面への影響が心配されます。

例えば、多くの同級生と切磋琢磨することで育まれる学習意欲や向上心、社会適応力を十分に身に付けることができない面が見られること、体育・音楽などの集団

活動に制約が生じやすいこと、人間関係が固定化しがちなことなどがあげられます。

また学校運営の面では、教員の配置数が限られ、教員相互の意見交換や役割分担ができにくくなることなどがあげられています。

3. 鶴岡市の目指す学校配置と規模

(1) 学区再編の必要性

現在各学校では、小規模校の良さを活かしながらマイナス面を補う教育を行っています。しかし、今後とも小規模化が進行する傾向にあるなか、学校規模によって生じる課題については、現状のままでは解消は難しい状況にあります。さらに同じ鶴岡市内であっても、少子化の影響が著しい地域、そうでない地域で教育環境に違いが生じています。

そのため、全市的な視野に立って学校教育環境を維持確保し、より充実させていくためには、児童生徒数の減少に伴い、既存の学校配置を適切に見直すことが必要であり、望ましい学校規模の実現に向け、学校の適正配置に計画的に取り組むことが必要となります。

(2) 適正配置の目指す方向と望ましい学校規模

子どもたちの成長にとって好ましい学校教育環境を実現していくためには、本市として教育課程を適切に実施できる、望ましい学校規模を定める必要があります。

教育委員会では、平成20年度より市内の小規模校の現状や課題等に関する調査検討に着手するとともに、平成22年度に鶴岡市学校適正配置検討委員会を設置し、本市の児童生徒にとって望ましい教育環境や学校規模に関する提言をいただきました。

本計画では、学校適正配置検討委員会の提言を受け、次のような適正配置の方向性を定め、望ましい学校規模の実現を目指すこととします。

適正配置の目指すもの

- 子どもにとって望ましい教育環境の整備を目的とするものであること
- 市内全ての子どもが公平で適正な教育環境を保障されること
- 個に応じた指導が大切にされ、適正な規模の集団の中で学び合い、切磋琢磨して逞しい心が養えること

望ましい学校規模

- 小学校の学校規模は6学級～24学級とする
中学校の学校規模は3学級～18学級とする
- 1学級あたり15人～20人以上を確保できる規模を目指す
- 複式学級の解消に努める

4. 学区再編の手法

(1) 適正化を実現する方法

適正規模を実現するための具体的な学区再編の方法は、単なる通学区域の見直しではなく、学校の統合によるものとします。

それは、児童生徒数が減少しつつある小規模校同士の通学区域の見直しでは、短期間のうちに再度の見直しが必要となることも予想されること、学校単位での統合の方が、それまでの地域と学校との関係を継続しやすく、学校の歴史や伝統が新しい学校に継承されやすいことなどによるものです。

(2) 再編統合の範囲

今回、学区再編を行う地理的な範囲は、合併旧市町村のエリア内とします。したがって、旧町村間や旧鶴岡市域と跨るような学区再編は行わないこととします。

また、再編統合は、検討対象となる学校が存する中学校区内の学校同士で検討することとします。つまり、旧町村部はそれぞれの地域内(=中学校区)で検討し、旧鶴岡市内は検討対象校を有する中学校区ごとに検討することとします。

(3) 検討対象となる学区と学校

これまでの「特色ある学校づくり」による成果を継承発展しつつ、より望ましい教育環境の整備を目的として、「適正配置の目指す方向と望ましい学校規模」の実現化を図ります。

具体的には、平成28年までの学級編制において、複式学級の編制が想定される14の小学校・8中学校区を検討対象とし、1学年1学級以上になるよう努めます。

表 検討対象となる学区と学校

第二中学校区 栄小(A) 朝陽三小(C) 朝陽五小(C) 京田小(B)	第四中学校区 湯田川小(A) 田川小(A) 朝陽三小(C) 朝陽四小(C) 大泉小(B)	第五中学校区 加茂小(A) 湯野浜小(B) 大山小(C) 西郷小(B)	豊浦中学校区 小堅小(A) 由良小(A) 三瀬小(B)
藤島中学校区 長沼小(A) 藤島小(C) 東栄小(B) 渡前小(B)	羽黒中学校区 羽黒一小(A) 羽黒四小(A) 羽黒二小(B) 羽黒三小(B)	朝日中学校区 朝日大泉小(A) 大網小(A) 朝日小(B)	温海中学校区 五十川小(A) 福栄小(A) 山戸小(A) 温海小(B) 鼠ヶ関小(B)

(A)：複式学級のある学校
(B)：全学年単学級の学校
(C)：それ以外の学校
※H28年度見込み

5. 計画期間、検討手順等

(1) 計画の期間

この基本計画の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、対象となる学区において、平成28年4月までには統合校が開校できることを目標に計画を推進していきます。

したがって、本市の目指す学校配置と規模を実現するうえで、複式学級を有する地域、将来発生が見込まれる地域は緊急性が高いことから、地域との関係や歴史的な経緯にも十分配慮しつつ、合意が得られた学区においては、可能な限り早期に実施していきます。

(2) 検討の手順

学区再編を進めていくには、保護者や地域の意見・要望を聞き、地域の実情を踏まえる必要があります。地域説明会等による十分な理解のもと合意形成を図り、保護者や住民と緊密な連携を取り、再編に伴うさまざまな課題を共に検討し合うことが重要です。

具体的には、検討対象校のある地域(中学校区)ごとに、地域代表からなる「学校適正配置地域検討委員会」を設置し、統合の組合せとそのための課題、進め方等の検討を行うこととし、検討期間は、平成28年4月までの統合校開校の目標に合わせ、遅くとも平成25年度末までを目途とします。

統合の組合せが決まった後には、統合校同士の具体的な調整課題(校名、校章、校歌など)については、相互の保護者や学校関係者等からなる「統合準備委員会」の検討を経て決定することとし、検討期間は、遅くとも平成26年度末までを目途とします。

(3) 配慮事項

本市は、地理的条件や歴史的経緯の異なる多様で広範囲な地域からなり、本計画の基準や目標を厳格に適用した場合、地域社会に多大な影響を及ぼすことも予想されることから、適正配置を進めるうえでの「目安」と位置付けます。

また、計画の推進にあたっては、児童生徒数や社会情勢の変化・動向などを注視しながら、適切に計画の見直しを図り、現状に即して進めていきます。

再編統合に伴う学習環境の変化により、子どもたちの学校生活や心身へ影響が及ばないように、共同授業や交流事業など事前の準備作業や期間を設けるほか、事後のケアにも配慮します。

また、統合された小学校児童の通学に関しては、適切な通学対策が必要であり、スクールバスの運行など所要の対策を講じていきます。

そして廃校となる学校施設については、学校と地域との深い関わりなどに鑑み、施設の現状等を踏まえつつ地域の活性化にとって望ましい活用策を、総合的な観点から検討していきます。

鶴岡市学校適正配置基本計画 (第二期)

平成27年11月18日

(平成28年5月12日 一部変更)

鶴岡市教育委員会

はじめに

鶴岡市においては、子どもたちにとって望ましい教育環境を整えるため、平成23年5月に「鶴岡市学校適正配置基本計画」（以下「第一期計画」という。）を策定し、取り組みを進めてきました。

第一期計画では、平成28年度までに複式学級の編成が想定される市内14の小学校を検討対象校と位置付け、学校統合により適正規模の学校に再編することにより、より良い学校教育の実現を目指しました。

そして、学校統合を進めるにあたっては、地域運営において学校が担っている役割も大きなことから、対象校区の住民や保護者等による十分な検討を踏まえたうえで合意形成を図ることとし、地元の意向を尊重する立場で検討を進めてきたところです。

最終的には、14の検討対象校のうち11校の統合が決定したものの、残り3校については地元合意に至らず、統合が見送られる結果となりました。

しかしながら、本市においては、少子化に歯止めがかからない状況が続き、第一期計画の策定時の想定を上回るスピードで児童数が減少しているなど、学校を取り巻く状況が厳しさを増す中、学校の小規模化は今後も進むことが見込まれており、また複式学級が解消されない状況もいまだ残っています。

このようなことから、教育委員会としては、今後とも学校適正配置に取り組むべき状況にあるとの認識のもと、「鶴岡市学校適正配置基本計画（第二期）」（以下「第二期計画」という。）を策定することといたしました。

第二期計画は、第一期計画の総括と統合の効果検証を踏まえ、当該計画の基本部分を引き継ぐとともに、再編の手法や手順の見直しを行い、適正な学校規模を迅速かつ確実に確保することを大きな目的としています。

第二期計画の推進に当たりまして、地域住民をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成27年11月

鶴岡市教育委員会

I これまでの経過と現状

1. 第一期計画における取り組みの経過

鶴岡市では、過疎化や少子化により児童生徒数が減少し、地域によっては学校の小規模化が進み、複式学級が増加傾向にあることから、平成22年8月、鶴岡市学校適正配置検討委員会を設置し、本市として適正な学校規模と学校統廃合のあり方についての検討をお願いしました。翌年5月、同委員会からの「鶴岡市における適正な小中学校の学区に関する提言」を受け、本市として望ましい学校規模の実現を図ることを目的とした「第一期計画」を策定しました。

この第一期計画に基づき、市では、平成28年度までの学級編制において複式学級の編制が想定される14の小学校を検討対象校とし、1学年1学級以上になるように、学校適正配置の実現に努めました。具体的には、検討対象校のある中学校区ごとに「地域検討委員会」を設置し、統合の相手校や課題等の検討を行ったほか、統合の相手校が決まった後には、統合当事者校の関係者等からなる「統合準備委員会」を設置し、統合に向けた具体的な調整課題について検討しています。

第一期計画の計画期間（平成23年度～平成27年度）における検討結果と統合の進捗状況は下表のとおりとなっており、検討対象である14の小学校のうち11校については、地域検討委員会や地元懇談会において議論が重ねられ、統合決定となりましたが、残る3校については、地元協議において、第一期計画における統合は見送るという結論が出されています。

学校適正配置基本計画（第一期計画）における検討結果一覧

（平成27年11月現在）

検討対象校	統合相手校	新校名	統合年月	進捗状況
①湯田川小学校	朝陽 ^し 第四小学校	朝陽 ^{よん} 第四小学校	H26.4	統合済
②田川小学校				
③朝日大泉小学校	朝日小学校	あさひ小学校	H26.4	統合済
④小堅小学校	三瀬小学校	豊浦小学校	H27.4	統合済
⑤由良小学校				
⑥大網小学校	あさひ小学校	あさひ小学校	H28.4	統合準備委員会
⑦五十川小学校	温海小学校	あつみ小学校	H28.4	統合準備委員会
⑧福栄小学校				
⑨山戸小学校				
⑩羽黒第四小学校	羽黒第三小学校	広瀬小学校	H28.4	統合準備委員会
⑪加茂小学校	大山小学校	大山小学校	H29.4	統合準備委員会
⑫栄小学校	統合見送り			
⑬長沼小学校				
⑭羽黒第一小学校				

2. 統合の効果検証

教育委員会では、統合の効果を検証するため、平成26年4月に開校した朝暘第四小学校及びあさひ小学校の児童や保護者、並びに教職員を対象にアンケート調査を行うとともに、2校の校長等から統合による成果や課題等を伺う機会を設けています。

(1) アンケート調査

アンケート調査の設問のうち、学校統合の結果について、「よかった、まあまあ良かった」と回答した児童は、朝暘四小が約88%、あさひ小が約91%で、同じ設問に対して「よかった、まあまあ良かった」と回答した保護者は、朝暘四小が約60%、あさひ小が約79%であり、学校統合が児童・保護者双方からおおむね評価される結果となりました。

また、友達に関する設問においては、「新しい友達ができた」と回答した児童が、朝暘四小で約79%、あさひ小で約66%となり、交友関係の広がりが見られます。

一方で、保護者が感じる児童の変化に関連し、児童の交友関係について、「良い影響があった、どちらかといえば良い影響があった」と回答した保護者は、朝暘四小が約46%、あさひ小が約48%であり、また「影響は感じない」と回答した保護者は、朝暘四小が約45%、あさひ小が約48%であり、統合による悪影響はほとんどなかったと言えます。

また、子どもの学習意欲の変化に関しては、「影響は感じない」と回答した保護者が、朝暘四小が約57%、あさひ小が約68%となる中、「良い変化があった、どちらかといえばよい変化があった」と回答した保護者が、朝暘四小で約33%、あさひ小で約30%あり、児童にとって統合がプラスに作用したことが伺われます。

(2) 朝暘第四小学校及びあさひ小学校の校長等からの聞き取り

次に、朝暘四小及びあさひ小の校長と教頭から、統合に係る成果と課題について意見等を伺ったところ、次のような事柄が挙げられています。

【成果】

- 小規模校の児童にとっては、良い意味での競い合いが多くなったように感じる。
- 多様な考えや意見に触れる機会が多くなり、学習が一段と深まった。
- 児童数が増え、多様な教育活動が出来るようになり、全体として活性化してきている。
- 朝暘四小の校外学習等では田川・湯田川での活動を取り入れ、あさひ小では統合前に未体験の自然体験活動を、その地域の人とかかわり合いながらできるようになった。

【課題】

- 友達とのかかわりが広がった分、トラブルが増えたと感じている保護者もいるようだ。
- スクールバスでの登下校に時間を要し、教育活動に影響がでる場合がある。

(3) 検証

アンケート調査や当該校の校長等からの聞き取りの結果を見ると、いくつかの課題は存在するものの、交友関係の広がりや学習意欲の向上、教育活動の活性化など、学校生活における人間関係や学習面等において、統合の効果が明らかとなつていません。

そして、学校統合については、児童や保護者からおおむね良かったとの評価がなされています。

その一方で、閉校した地域からは、地域コミュニティと児童とのつながりが希薄になったという意見もあり、今後の課題として、地域づくりにおける取り組みが必要となつていきます。

3. 学校適正配置を取り巻く状況

少子化の影響により全国的にも児童数は減少傾向にあり、これに伴って学校の小規模化が進んだことから、全国の市町村においては、それぞれの地域の実情に応じて学校規模の適正化を検討しています。その結果、平成14年度から平成25年度までの12年間に廃校となった全国の公立小中学校の数は、4,877校にのぼっています。

その一方で、同じく地域事情により適正化の検討が進んでいない市町村もあることから、各団体における主体的な検討を支援するため、文部科学省は、平成27年1月、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「国の手引」という。）を策定しています。この手引では、学級数に応じた対応の目安が示されるとともに、学校統合する場合又は小規模校を存続させる場合のそれぞれについて、検討の際に考慮すべき点や課題への対応がまとめられています。

4. 鶴岡市の小・中学校の現状

本市の小学校の児童数は、平成22年度の7,232人に対し、平成27年度が6,287人と約950人の減となっています。さらに、平成33年度推計は5,635人と今から約650人の減となる見込みとなつていて、今後も少子化の進行が想定されます。

また、中学校の生徒数も、平成22年度の4,043人に対し、平成27年度では3,556人と約500人の減、平成39年度推計では2,687人と12年間でさらに約850人の減が見込まれています。（※通常学級の児童・生徒数を記載）

一方、第一期計画に基づき学校適正配置の取り組みを進めた結果、平成29年

4月には複式学級を編成する小学校は3校を残すのみとなります。

国や県をはじめ、市においても少子化対策を戦略的に進めていますが、少子化傾向の現状では、未統合の3校の複式学級解消が見込まれず、また、将来的に複式学級を編成することになる学校が発生する可能性は否定できない状況です。

Ⅱ 第二期計画の基本的な考え方

1. 第一期計画における目指す方向と望ましい学校規模

第一期計画においては、本市としての目指す方向と望ましい学校規模を次のように定め、その実現に向けた取り組みを進めてきました。

適正配置の目指すもの

- 子どもにとって望ましい教育環境の整備を目的とするものであること
- 市内全ての子どもが公平で適正な教育環境を保障されること
- 個に応じた指導が大切にされ、適正な規模の集団の中で学び合い、切磋琢磨して逞しい心が養えること

望ましい学校規模

- 小学校の学校規模は6学級～24学級とする
中学校の学校規模は3学級～18学級とする
- 1学級あたり15人～20人以上を確保できる規模を目指す
- 複式学級の解消に努める

2. 小規模校の課題

検討対象校区において統合の可否等を検討した際に出された、統合に反対する理由として、

- 学校は地域コミュニティの拠点であり、なくなると地域が衰退する。
- 学校は住民の心のよりどころである。
- 子どもがいなくなってしまうと寂しい。
- 少人数の方がきめ細やかな指導を受けられ、子どもが生き生きとしている。

などの意見が出されました。

しかしながら、一義的には、学校は教育施設であり、そのあり方については、教育的観点から論ずるべきものです。

変化の激しい社会を生き抜く意欲あふれる子どもを育て、知・徳・体の調和のとれた子どもを育成するためには、知識や技能を習得させるだけでなく、一定の学校規模のもとで、多くの同級生と同じ価値を共有し、あるいは違う考え方に触

れ、互いに切磋琢磨することで、主体性や協調性、思考力・判断力・表現力等の資質や能力を伸ばすことが重要です。

小規模校は、一人ひとりにきめ細やかな指導を行うことができるなどの利点があるものの、過度な小規模化は、児童生徒の集団活動や人間関係、教育指導の充実、学校運営など、学校教育の様々な面において、次のような影響が指摘されています。

- 多くの同級生と切磋琢磨することで育まれる学習意欲や向上心、社会適応力を十分に身に付けることができにくい面が見られること
- 体育・音楽などの集団活動に制約が生じやすいこと。
- 班活動やグループ分けに制約が生じること。
- 人間関係が固定化しがちなこと。
- 教員に特別な指導技術が求められること。
- 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備など、教員の負担が大きいこと。
- 教員の配置数が限られ、教員相互の意見交換や役割分担ができにくくなること。

現在、小・中学校においては、児童・生徒に基礎的・基本的な知識と技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことが求められています。

そのため、従来からの一斉型の授業を見直し、児童・生徒が互いに考えを伝えながら学び合い、課題解決に向かう探求型の学習に取り組んでいく必要があります。

しかしながら、複式学級のように学級の児童生徒数が極端に少ない場合には、班活動やグループ分けのほか、探求型の学習にも制約が生じ、授業の展開が難しくなっています。

3. 学級数の観点からの整理

文部科学省は、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定しました。

この中では、望ましい学級数として、

- 「小学校では、複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級）であることが必要で、1学年2学級以上（12学級）であることが望ましい」
- 「中学校では、少なくとも1学年2学級以上（6学級）が必要で、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導をするためには9学級以上が望ましい」

と示しています。

また、学校規模の標準を下回る場合の対応の目安を、学級数ごとに区分してお

り、このうち「学級数が1～5学級の小学校」及び「学級数が1～2学級の中学校」の場合は、

- 「おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童・生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。」

として、複式学級が存在する学校については、学校統合の適否の速やかな検討を求めています。

4. 第二期計画の基本方針

第一期計画で定めた市の目指すべき方向と望ましい学校規模は、学校適正配置検討委員会において、本市における小・中学校の実情やそれぞれの地域性を考慮したうえで定めた独自基準です。市では、この基本方針をもとに学校適正配置の検討を進めてきており、当該地域にも広く周知され、理解も進んでいるものと考えられます。

さらに、統合新校においては統合の効果が現れており、本市の少子化の傾向は今後も変わらず続くと想定されることを考慮すると、第二期計画においては、第一期計画において設定した本市の目指すべき方向、望ましい学校規模その他の基本的な考え方は継承しつつ、国の手引で示されている考え方を踏まえながら、引き続き学校適正配置に取り組むこととします。

これに加え、今後も子どもたちがよりよい環境のもとで教育を受けることができるように、学区再編を検討するための基準を設け、適正な学校規模の確保に努めます。

5. 第二期計画の学区再編の方法と範囲

学区再編の方法は、学校の統合によるものとします。その範囲は、第一期計画と同じく、合併旧市町村の区域を跨がず、検討対象校が存する中学校区域内とし、当該区域内の小学校との統合を検討します。

なお、旧町村部にあつては、朝日地域に小学校が一校となったように、将来的に地域一校に統合される可能性を排除せずに検討します。

6. 第二期計画の計画期間

計画期間は、現に複式学級のある学校は平成28年度及び平成29年度の2年間とし、新規対象校は平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

Ⅲ 今後の学区再編の進め方

1. 検討対象となる学校

第二期計画以降の学区再編の進め方については、次のような考え方にに基づき、取り組んでいくこととします。

(1) 現に複式学級が編成されている学校（第二期計画）

第一期計画において未統合となった次の3校を検討対象校とします。

- 栄小学校
- 長沼小学校
- 羽黒第一小学校

(2) 新たに検討対象となる学校（第二期計画以降）

次の基準に該当する場合に検討対象校とします。

- 5年間連続して複式学級の編成が見込まれ、かつ、その後においてもその解消の見込みがないと判断される学校

2. 学区再編の実施

(1) 現に複式学級が編成されている学校

① 統合期限

平成30年4月までに統合します。

② 統合相手校等（平成28年5月12日 一部変更）

統合相手校と統合後の学校の位置は、本計画において次表のとおり定めま

す。

検討対象校	統合相手校	統合後の学校の位置
栄小学校	京田小学校	京田小学校の位置
長沼小学校	藤島小学校	藤島小学校の位置
羽黒第一小学校	羽黒第二小学校	羽黒第二小学校の位置

③ 統合までの手順

おおむね、平成28年9月までを地元説明の期間とし、その後を統合準備期間とします。

④ 説明会の開催

第二期計画は第一期計画の議論を継承することから、学区再編の意義や必要性に関する住民の理解度、再編課題への迅速な対応などを考慮しながら学

区再編を進めます。そのため、検討対象校区とともに、統合相手校区においても、各組織単位に説明会を開催するなど、地元の理解を得られるよう丁寧な説明に努めます。

⑤ 統合準備委員会の設置

統合校同士の関係者からなる「統合準備委員会」を設置し、統合に向けた課題調整を行います。なお、校名・校歌・校章については、必ずしも調整項目となるものではありません。

(2) 第二期計画以降新たに検討対象となる学校

① 判断時期

平成28年5月頃に判断します。

② 統合期限

平成33年4月までに統合するものとします。

③ 統合までの手順

原則として第一期計画の手順に準じますが、状況に応じた柔軟な対応に努めます。おおむね、平成31年3月までを統合検討期間とし、その後を統合準備期間とします。

3. 学区再編にあたっての配慮事項

- それぞれの学校や地域の特色を生かした学校づくりに努めること。
- 円滑な学校生活がスタートできるように、統合までに共同学習や交流事業等を実施し、児童や保護者の不安の解消に努めるとともに、統合後も引き続き児童の心のケアに努めること。
- 統合による学校の環境の変化がもたらす児童への影響を考慮し、教職員の配置等について十分な調整を図ること。
- 検討対象校区の児童の遠距離通学対策として、スクールバスの運行等を検討すること。
- 閉校施設については、地域の意向を尊重するとともに、防災拠点、地域コミュニティ等の役割を考慮し、市として総合的な観点から利活用策を検討すること。
- 統合により子どもたちと地域とのつながりが希薄にならないように、市として地域活動を支援するとともに、学校経営においても地域コミュニティとの連携を具体的に検討すること。
- 第一期計画との整合を図りつつ、その他必要な支援を行うこと。